

都城市有地売却募集要項
(山之口町花木)

総務部財産活用課
令和7年4月

1 目的

未利用市有地を売却するため、土地の買受人を募集し、一般競争入札により買受人を決定するもの。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

都城市有地売却

(2) 事業の目的

未利用市有地を売却すること

(3) 募集の内容

本事業用地の買受人を公募する。

(4) 入札物件

物件番号	26				
物件名称	佐土原市民広場				
最低売却価格	5,370,000円				
単価	2,600円/㎡		8,580円/坪		
土地	所在	地番	地目	地積	
				公簿	実測
	山之口町花木	2416番1	雑種地	2062㎡	2062.50㎡
	山之口町花木	2449番6	雑種地	4.62㎡	4.62㎡

※ 詳細は別紙物件調書のとおり。

(5) 入札及び契約条件

ア 最低売却価格以上の入札価格のうち最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 物件に係る公租公課については、売買代金を完納した日以降は落札者の負担とする。

ウ 境界、工作物及び日照等に関する隣接土地所有者及び周辺住民との協議は、全て落札者において行うものとする。

エ 落札者は、所有権移転登記完了まで他人に権利を譲渡することはできない。

オ 登録免許税等の本事業に係る費用は、全て落札者の負担とする。

カ 落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足、地中埋設物その他の瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 スケジュール

令和7年5月2日（金）午後3時00分まで	入札参加申込の締切
令和7年5月23日（金）午前10時00分	入札（本館西側3階災害対策班活動室）
令和7年5月30日（金）	契約及び契約保証金納付期限
令和7年6月27日（金）	売買代金の納付期限
令和7年7月18日（金）	所有権移転登記の完了

※ 手続の進捗状況により変更する場合がある。

4 参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人であることを条件とする。

- (1) 市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 購入者（法人の場合は、役員又は経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 参加申込

本募集へ参加を希望する者は、次に掲げるとおり提出書類を添えて申請するものとする。また、証明書等は、申込時点から3か月以内に発行されたものを提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

(1) 提出様式

ア 個人及び法人共通

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 市税について滞納のない証明書
- (ウ) 委任状（様式2）

※入札に関する行為を第三者に委任する場合のみ必要

イ 個人の場合

- (ア) 住民票
- (イ) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式3）

※フリガナも記入すること。

ウ 法人の場合

- (ア) 履歴事項全部証明書
- (イ) 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- (ウ) 暴力団排除に関する役員等名簿兼同意書（様式5）
※フリガナも記入すること。
- (エ) 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書
※管轄税務署にて取得すること。

(2) 受付期間

令和7年5月2日（金）午後3時00分まで

(3) 提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等を利用し受付期間内に確実に到着するように送付すること。

(4) 提出先

「11 問合せ先」に同じ

6 失格事由

応募者が、次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 参加資格がないことが判明したとき。

7 説明会

説明会は行わない。

8 現地調査

現地調査は、令和7年5月2日（金）までに、各自行うものとする。ただし、調査の際には周辺住民等の迷惑にならないよう十分に配慮すること。

9 入札

- (1) 日時 令和7年5月23日（金）
 受付 午前9時40分～午前10時00分
 入札 午前10時00分
- (2) 場所 都城市役所 本館西側3階災害対策班活動室
- (3) 当日に必要なもの
 ア 入札書（様式6）

入札価格は土地売却価格の額とする。最低売却価格の額を下回らない金額を入札書に記入すること。また、入札価格の最大の位の左欄に「¥」を記入すること。なお、書類右上の入札回数欄「第 回」も記入すること。

イ 入札保証金

各自の入札金額の100分の5以上の現金を入札受付時に納付すること。入札保証金の納付がない場合、入札には参加できない。

また、落札者の入札保証金は、契約保証金へ充当する。なお、落札できなかった者の入札保証金は、入札終了後に返還する。

ウ 印鑑（代理人による入札参加の場合は、代理人使用印鑑）

エ 入札書封入用の封筒

10 契約

入札終了後、都城市役所本館西側3階財産活用課にて落札者へ契約手続について説明を行う。なお、契約においては、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 契約書

入札当日に2部配付する契約書に住所及び氏名を記入し、押印したものを令和7年5月30日（金）までに提出すること。また、そのうち1部は収入印紙を貼り付けて、消印を押印すること。契約書案は別添のとおり。

(2) 契約保証金

落札者は、売買代金の100分の10以上の現金（入札保証金からの充当分を含む。）を、都城市が契約締結時に発行する納入通知書により直ちに納付すること。

(3) 売買代金

売買代金は落札価格とする。落札者は、売買代金（契約保証金からの充当分を含む。）を、都城市が契約締結後に発行する納入通知書により納付期限内に納付すること。

(4) 登記

売買代金完納後、市が所有権移転登記申請手続を行う。登録免許税分の収入印紙（金額は別紙物件調書参照）を財産活用課に提出すること。

(5) 契約解除

次の場合、市は、契約を解除することができる。なお、契約を解除した場合、契約保証金は返還しない。

ア 売買契約に定めた納付期限内に落札者が代金を完納しないとき。

イ 入札後に入札参加資格がないことが判明したとき。

11 問合せ先

都城市総務部財産活用課 財産マネジメント担当
〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL 0986-23-2672 (直通) FAX 0986-23-2625

Email kanzai@city.miyakonojo.miyazaki.jp